

教職第 570 号
平成22年6月25日

各教育局長 様

教育次長

教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて通知しましたので、適切な指導・指示をしてください。

（総務政策局総務課人事グループ）

（総務政策局教職員課人事法規グループ）

教職第 570 号
平成22年6月25日

各道立学校長 様

北海道教育庁教育次長

教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）

このたび、昨年の衆議院議員選挙にかかわり、政治資金規正法違反により、子どもたちの教育に携わる教職員が加入している職員団体の幹部が有罪判決を受け、子どもたちや現場の教職員はもとより、保護者、地域の方々に大きな不安や不信を与え、道民の本道教育に対する信頼を著しく損なう事態となりました。

北海道教育委員会では、こうした不祥事が二度と起きないように、これまで「教職員の政治的行為の制限について」（平成22年5月6日付け教職第208号教育長通達）及び「教職員等の選挙運動の禁止等について」（平成22年6月11日付け教職第494号教育長通達）により貴職あて通達してきたところですが、第22回参議院議員通常選挙が6月24日に公示され、7月11日に投開票されることから、あらためて同通達の趣旨について、全ての所属職員に対して周知・指導し、地方公務員法及び教育公務員特例法、公職選挙法に違反する行為はもとより、教育の政治的中立性を疑わしめる行為により、道民の学校教育に対する信頼を裏切る結果を招くことのないよう厳正に指導監督をお願いいたします。

なお、法令等に違反する行為があった場合は、直ちに当該職員に対し適切な指導・指示を行うとともに、本庁関係課・教育局へ報告してください。この場合、当該行為について厳正に対処することとなりますので、あらかじめ所属職員にも併せて周知してください。

（総務政策局総務課人事グループ）
（総務政策局教職員課人事法規グループ）

教職第 570 号
平成22年6月25日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教育次長

教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）

このたび、昨年の衆議院議員選挙にかかわり、政治資金規正法違反により、子どもたちの教育に携わる教職員が加入している職員団体の幹部が有罪判決を受け、子どもたちや現場の教職員はもとより、保護者、地域の方々に大きな不安や不信を与え、道民の本道教育に対する信頼を著しく損なう事態となりました。

北海道教育委員会では、こうした不祥事が二度と起きないように、これまで「教職員の政治的行為の制限について」（平成22年5月6日付け教職第208号教育長通知）及び「教職員等の選挙運動の禁止等について」（平成22年6月11日付け教職第494号教育長通知）により貴職あて通知してきたところですが、第22回参議院議員通常選挙が6月24日に公示され、7月11日に投開票されることから、あらためて同通知の趣旨について、所管する学校の教職員等に対し周知・指導を行い、地方公務員法及び教育公務員特例法、公職選挙法に違反する行為はもとより、教育の政治的中立性を疑わしめる行為により、道民の学校教育に対する信頼を裏切る結果を招くことのないよう厳正に指導監督をお願いいたします。

なお、法令等に違反する行為があった場合は、直ちに当該学校及び当該職員に対し適切な指導・指示を行うとともに、教育局へ報告してください。この場合、当該行為について厳正に対処することとなりますので、あらかじめ所管する学校の教職員等にも併せて周知してください。

（総務政策局教職員課人事法規グループ）